警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 パブリックコメント担当 御中

日本司法書士会連合会 会長 小 澤 吉 徳

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対す る意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

- (1)自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法 (規則第6条第1項第1号関係)
 - ア 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される
 - 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人 確認書類の画像情報の送信を受ける方法

【意見】

本人確認書類の偽造・変造等による、なりすまし等のリスクに鑑み、当該方法を廃止することにつき、基本的に賛成する。ただし、当該方法を廃止することで、特定事業者の円滑な業務遂行が損なわれるおそれがあり、また、顧客等及び特定事業者の負担が増加することも考えられる。したがって、当該方法による本人特定事項の確認について、適切に講じることができるための方法の周知等につき、本改正省令施行までに行うことが必要であると思料する。

また、本人確認書類の画像情報に代えて IC チップに格納された情報を送信する方法による場合、顧客等がそれに対応できる機器を保有せず、あるいは、当該機器を保有していたとしても顧客等がその使用方法に習熟しているとは言えない現状であることから、その対応も必要であると思料する。

○ 顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

【意見】

本人確認書類の偽造・変造等による、なりすまし等のリスクに鑑み、当該方法を廃止することにつき、賛成する。

イ IC チップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類を偽造を防止するための措置が講じられたもの(新規則第7条第1号ニに掲げる書類)に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

【意見】

当該方法を引き続き認めることにつき、賛成する。

ウ 顧客等が非居住外国人等である場合にあっては、改正後に非対面での取引に 係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、規則第6条第 1項第1号リに掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとす る。

【意見】

当該方法を引き続き利用できることにつき、賛成する。

(2)法人である顧客等の本人特定事項の確認方法(規則第6条第1項第3号関係) 法人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はそ の写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし 等のリスクに鑑み、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。 ただし、顧客等が外国法人である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る 有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、本人確認書類の原本に 限らずその写しについても引き続き利用できることとする。

【意見】

当該方法を引き続き利用できることにつき、賛成する。